

学校の臨時休業期間の延長に伴う開放学級の対応等について

開放学級については、5月7日(木)以降の臨時休業期間中の平日(学習状況等確認日を除く。)につきましては、4月27日(月)及び28日(火)と同様に、午前8時から午後1時までは学校での預かりとし、午後1時以降は開放学級での対応といたします。

4月30日(木)、5月1日(金)は午前8時から開放学級を開所します。

開放学級は、共働き家庭など留守家庭の子どもを対象としていることから、開所しておりますが、家庭で過ごすことができる場合は、可能な限り利用を自粛していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

5月1日から1日も利用されない場合は、保護者負担金をいたしません。また、10日以上利用を自粛された場合は、減額も行います。手続き等の詳細につきましては、プリント等配布日に配布する文書、または水戸市HP(新型コロナウイルス感染症関連情報)をご確認ください。

令和2年4月27日

水戸市教育委員会教育長 志田 晴美